

感染症の予防及びまん延防止のための指針

1. 感染症の予防及びまん延防止の基本的な考え方

介護老人保健施設は、入所者の健康と安全を守るための支援が求められている。入所者の安全管理の観点から、感染対策はきわめて重要であり、入所者の安全確保は施設の責務である事から、感染を未然に防止し、感染症が発生した場合、拡大しないよう可及的速やかに対応する体制を構築することが必要である。

この指針は、感染予防対策を確立し、適切かつ安全で、質の高いサービスの提供を図る事を目的とする。

2. 感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本方針

(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止の体制

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のために、担当者を決め、委員会を設置し施設全体で取り組みます。

(2) 平時の対応

① 施設内の衛生管理

当施設では、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、施設内の衛生保持に努めます。また、日頃から整理整頓を心掛け、換気、清掃、消毒を定期的実施し、施設内の衛生管理、清潔保持に努めます。

② 看護・介護ケアとリハビリ時の感染対策

看護・介護とリハビリ時の場面では、職員の手洗い、消毒を徹底しマスクを着用します。また、血液・体液・排泄物等を扱う場面での細心の注意を払い、適切な方法で対処します。入所者の異常の兆候を出来るだけ早く発見するために、入所者の健康状態を常に注意深く観察することに留意します。

③ 来設者への衛生管理の周知徹底しまん延防止を図ります。

(3) 発生時の対応

感染症及び食中毒が万が一発生した場合は、当施設で定めてある「感染対策マニュアル」、「新型コロナウイルス感染症等発生時における業務継続計画（BCP）」等に従い、感染の拡大を防ぐため下記の対応を図ります。

① 発生状況の把握

② まん延防止のための措置（ゾーニング等）

③ 有症者への対応

④ 関係機関との連携・連絡・報告

3. 感染症・食中毒まん延防止に対する体制

(1) 感染対策委員会の設置

設置目的

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討することを目的に設置します。感染対策委員会は、以下のような役割を担います。

- ① 施設の課題を集約し、感染対策の方針・計画を定め実践を推進する。
- ② 決定事項や具体的対策を施設全体に周知するための窓口となる。
- ③ 施設における問題を把握し、問題意識を共有・解決する場とする。
- ④ 感染症が発生した場合、指揮の役割を担う。

(2) 感染対策委員会の構成員

- ・管理医師
- ・看護師
- ・介護士
- ・PT
- ・介護支援専門員
- ・管理栄養士
- ・支援相談員
- ・その他施設長が必要と認める者

(3) 感染対策委員会の開催

委員会は毎月開催する。ただし、必要に応じて随時行います。

(4) 委員会の役割

- ① 感染予防対策及び発生時の立案
- ② 各指針・各マニュアル等の作成
- ③ 発生時における施設内連絡体制及び行政機関等への連絡体制の整備
- ④ 入所者・職員の健康状態の把握と対応策
- ⑤ 新規利用者の感染症の既往の把握と対策
- ⑥ 各担当での感染対策実施状況の把握と評価
- ⑦ 感染防止のための職員研修・訓練の企画(年2回実施)及び新規採用時の研修の実施。

(5) 職員の健康管理

- ① 夜勤を行う職員は年2回、他職員は年1回の健康診断を実施します。
- ② インフルエンザの予防接種等について、接種の意義、有効性、副作用の可能性を職員へ十分に説明の上、同意を得て予防接種を行います。
- ③ 職員が感染症を罹患している場合は、感染経路の遮断のため完治まで適切な措置を講じます。

4. 職員に対する教育・研修

看護・介護・リハビリに携わるすべての従業者に対して、感染症対策の基礎知識の徹底を図るとともに指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの励行を図り職員教育を行います。

- ① 研修会を年2回開催します。
- ② 新規採用者に感染対策の教育・研修を行います。
- ③ 感染症の予防及びまん延防止のための訓練(シュミレーション)を年2回実施します。

5. 感染症の予防及びまん延防止のための指針の閲覧について

この指針は、かぐやの里のホームページにて自由に閲覧できます。

〈附則〉

この指針は、令和6年8月9日より施行する。